

介護保険外のサービス

その他のホームヘルプサービス

その他のホームヘルプサービスとは、介護保険以外のサービスです。全額自己負担となりますが、要介護認定が非該当となった方や、介護保険の範囲外のサービスを希望される方の利用等が考えられます。なお、介護保険の訪問介護事業所でも自費サービスを行っている場合がありますので、直接事業所までお問い合わせください。 ※△は要相談です。

事業名	事業所名	利用料	営業日		利用可能時間	備考
			平日	土日祝		
有償協力員派遣事業 にじの会	(社福)池田市 社会福祉協議会 城南3-1-40 ☎751-0421 FAX753-3444	入会金500円 30分500円 (交通費別)	○	△	協力会員がいれば 利用可	
シルバー人材センター 家事援助サービス	(公社)池田市シルバー 人材センター 八王寺1-7-5 ☎754-1980 FAX754-1982	1時間1,114円～ (事務費12%別) (交通費別)	○	△	9:00～ 17:00	原則2時間以上
看護師・ 家政婦紹介所	(有)池田看護師・ 家政婦紹介所 栄町10-9 ☎751-3001 FAX751-0189	1時間 昼1,620円～ 夜1,680円～ (交通費別)	○	○	24時間 可能	日祝は 1時間につき 120円増し (夜勤は割増なし)
助け合い制度 コープ むつみ会	生活協同組合 コープこうべ 豊中市南桜塚2-1-2 コレル桜塚2F ☎06-6849-0231 FAX06-6849-6008	30分500円 (交通費別)	○	土○ 日祝△	9:00～ 17:00	時間外・日祝は 相談可 (ただし、利用 料30分につき 50円増し) ※組合員である こと
ライフ・ケア (介護サービス)	ライフ・ケア 旭丘3-3-39(本社) ☎763-1601 FAX763-1588	1時間2,500円 (税別) スタッフ移動費 500円/回	○	○	24時間 可能	2時間以上で 利用可能
コアスマイル (サポート プランナー)	サポーターサービス 畑3-2-3 ☎090-1241-1243	15分500円 1時間2,500円 (土日祝は3,000円)	○	△	8:00～ 19:00	時間外、土日祝 は相談可
ちよっとさん (介護サポート・ 介護タクシー)	ちよっとさん 八王寺1-1-3 ☎090-3354-2010	サポート代 10分350円 (20分～利用可能) タクシー料金別	○	△	8:00～ 18:00	伏尾台方面は 40分～ 利用可能

高齢者日常生活援助事業

申し込み・お問い合わせ (公社)池田市シルバー人材センター ☎754-1980

高齢者の日常生活の利便性向上のため、日常生活援助に関するサービスを実施します。

●利用できる方

- 65歳以上の高齢者のみの世帯で住民税非課税の世帯
- 65歳以上の高齢者及び妊産婦、障がい者などが属する世帯で住民税非課税の世帯

●サービスの内容

- 買い物(日常生活用品)※市内での買い物に限る
- 日常清掃
- 軽微な日常生活活動に係る援助(電球の交換、ゴミの運び出しなど)
- 1回当たり2時間以内、月5回を上限とする

●利用料金

1回当たり1,100円(材料費、交通費などの実費は利用者負担)

街かどデイハウス事業

申し込み NPO法人ハッピークラブ ☎753-9473

概ね65歳以上の介護保険を利用されていない高齢者が地域で自立した日常生活を確保するためのサービスです。

●利用できるとき

- 閉じこもりがちな生活を変えて、交友関係を広げたいとき
- 足腰の筋力をつけて、転倒予防や病後の体力回復につなげていきたいとき
- 趣味を誰かと一緒に楽しみたいときなど

●サービスの内容

- 健康チェック
- 健康体操、趣味・創作活動、レクリエーションなど
- 給食
- 介護予防、閉じこもり予防
- その他利用者の日常生活の向上に資する事業

●利用回数及び時間

週に3回以上(月・木・金・水曜は不定期)

1日の利用時間 9:30~17:00

●利用料金

1日800円(食事・おやつ、お茶代込み)

午前のみ120円 午後のみ200円

●開催場所

池田市立伏尾台コミュニティセンター第1会館

高齢者向けサロン

お問い合わせ 池田市社会福祉協議会 ☎751-0421

ふれあいサロン

外出するきっかけづくり、友達づくりの場ともなる「ふれあいサロン」です。

地域の方々と交流することもでき、さまざまな世代と出会うこともできます。また、介護予防にもつながります。ただし、開催が中止または変更になる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

地区名	場所	時間	開催日
伏尾台	伏尾台コミュニティセンター第1会館(伏尾台3-4-3)	9:30~15:00	毎週月木金 (水は不定期)
細河	バードヒルズ1号館集会所(伏尾町76-16)	13:00~15:00	第3金
	バードヒルズ2号館集会所(伏尾町14-1)	13:30~15:00	第3水
	バードヒルズ3号館集会所(伏尾町14-2)	13:30~15:00	奇数月第3木
	木部会館(木部町136)	10:00~12:00	不定期
秦野	南畑会館(畑1-7-4)	10:00~12:00	第1水
	渋谷会館(渋谷3-3-18)	10:00~12:00	第3木
池田	池田市立市民活動交流センター(新町1-8)	10:30~12:00	第2水
	城南会館(城南1-8-22)	10:30~12:00	第2水
五月丘	五月丘会館(五月丘2-4-1)	13:30~15:00	第3金
呉服	呉服会館(呉服町11-1) ※R7.10月以降は姫室・室町会館	13:30~15:00	第1・3水
	姫室・室町会館(姫室町3-1)	13:30~15:00	第2・4水
神田	神田北会館(神田1-28-27)	13:00~15:00	毎週水
緑丘	鉢塚会館(鉢塚2-8-5) ※R7.9月現在休止中	11:00~13:00	第2木
	アルビス緑丘集会所(緑丘2-1)	13:30~15:30	第1金
北豊島	天神防災研修室(天神2-2-13)	13:30~15:00	第1月
	きたてしまプラザ(豊島北2-2-18)	13:30~15:00	第2火
	住吉会館(住吉2-3-24)	13:30~15:00	第3木
	荘園会館(荘園1-7-13)	13:30~15:00	第4木
石橋	井口堂北会館(井口堂1-6-4)	10:30~13:00	第4金
石橋南	石橋会館(石橋4-6-2)	13:00~14:30	第1・第3金
		13:00~14:30	第2月

おしゃべりサロン

お問い合わせ 池田市社会福祉協議会 ☎751-0421

子どもから高齢者まで、どなたでも参加できます。時間内にいつでも気軽に参加できる場所です。ただし、開催が中止または変更になる場合がありますので、詳細はお問い合わせ下さい。

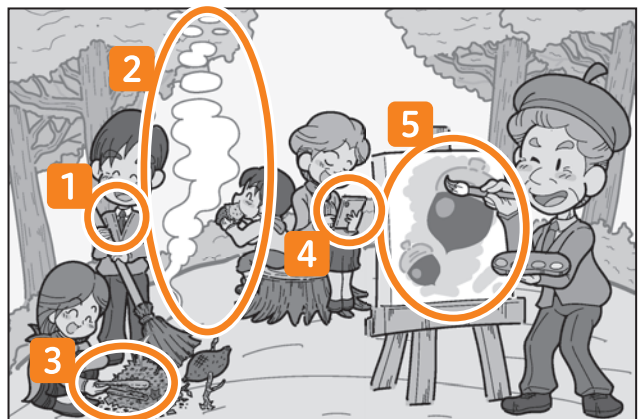
地区名	場所	時間	開催日
伏尾台	府営住宅集会所(伏尾台2-10-4)	10:00~12:00	第1・3火
	ビューハイツ伏尾台集会室(伏尾台2-9-2)	13:30~15:30	第3火
	伏尾台コミュニティセンター第1会館(伏尾台3-4-3)	10:00~12:00	第1木
	伏尾台コミュニティセンター第2会館(伏尾台1-188)	13:30~15:00	第4火
	阪急伏尾台セラージュ第2集会室(伏尾台5-1-5)	10:00~12:00	第3水
池田	池田市保健福祉総合センター4階作業室(城南3-1-40)	10:30~12:00	第4水
呉服	アルビス池田集会所(八王寺1-8)	13:30~15:00	第4水
神田	神田北会館(神田1-28-27)	10:00~11:30	第3木
緑丘	緑ヶ丘ハイツ集会所(緑丘1-8-4)	13:30~15:00	第3金
	秦野会館(旭丘1-9-G101)	10:00~12:00	第2月
石橋	井口堂北会館(井口堂1-6-4)	13:30~15:00	第2木
	旭丘会館(旭丘3-7-13)	13:30~15:00	第3木
	秦野会館(旭丘1-9-G101)	10:00~12:00	第4木
秦野	南畑会館(畑1-7-4)	不定期	不定期



こたえ

間違い探しにチャレンジ～秋編～

- 1 マフラーが無くなっている
- 2 焚き火の煙の形が違っている
- 3 トングに変わっている
- 4 スマホに変わっている
- 5 絵が変わっている



紙おむつ給付事業

お問い合わせ 高齢・福祉総務課(市役所2階5番窓口) ☎752-1111(内線541)
池田市社会福祉協議会 ☎751-0421

自宅において寝たきりなどにより、常時おむつを使用している方に、紙おむつの給付券を交付します。

●利用できる方

常時紙おむつを使用されている、在宅で65歳以上の住民税非課税世帯の方で、介護保険の要介護認定が要介護4・5の方

※介護保険施設へ1ヶ月以上入所される時及び医療機関に3ヶ月を超えて入院される時は、一旦中止させていただくことになっておりますので、お手数ですが池田市社会福祉協議会へご連絡ください。

●給付額 3,000円/月

●給付方法

1月分を1枚単位とした「紙おむつの給付券」を年2回にわけてご自宅へ郵送しますので、下記の取扱店にてご希望の紙おむつと引き換えていただきます。

●申し込み

●申し込み先

高齢・福祉総務課(市役所2階5番窓口) ☎752-1111(内線541)

●申し込み時に必要なもの

介護保険被保険者証や介護保険要介護認定結果通知書など、要介護度が明記されているものの写し、印鑑

▶池田市紙おむつ給付券取扱店一覧

	店名	住所	電話番号	配達
1	井口堂薬局	井口堂1-9-26	786-9588	相談のうえ
2	石橋赤壁薬局	石橋1-12-4	761-8038	可
3	くまさか薬局	石橋1-9-1 宮下ビル1階	761-1030	可
4	大學薬局	菅原町3-1-118	751-4654	相談のうえ
5	天神赤壁薬局	豊島北2-3-14	760-4320	可
6	萩原薬局	伏尾台3-4-1-119	752-0056	不可
7	もとにし薬局	石橋1-3-9	761-8540	相談のうえ
8	ウエルシア薬局	城南3-1-10	753-4911	不可
9	バリアフリーショップもみじ	上池田2-2-1-102	0120-547-023	可
10	アピス薬局池田店	呉服町2-20 クレハ220 ビル102	748-1518	不可
11	アカネ薬局室町店	室町2-2-A	737-7162	不可

指定ごみ袋の福祉配布

お問い合わせ

- 申し込み、給付券の送付について
高齢・福祉総務課(市役所2階5番窓口) ☎752-1111(内線541)
- ごみ袋の引換について
障がい福祉課(市役所2階11番窓口) ☎752-1111(内線328)

自宅において寝たきりなどにより、常時おむつを使用している方に、指定ごみ袋の福祉配布を行います。

● 利用できる方

- 紙おむつ給付事業の対象者の方
- 紙おむつ給付事業対象外の65歳以上の方で、医師の診断により在宅で常時紙おむつを必要とする高齢者の方

※施設へ1ヶ月以上入所される時及び医療機関に3ヶ月を超えて入院される時は、一旦中止させていただくことになっておりますので、お手数ですが高齢・福祉総務課へご連絡ください。

● 配布枚数

1年度につき40リットル袋50枚(枚数・リットルの変更可)

● 引換方法

ごみ袋は市内の障がい者通所事業所が宅配いたしますので、事前に自宅へ郵送する「指定ごみ袋福祉給付券」とお引き換えください。

※宅配をご希望でない場合は、障がい福祉課(市役所2階11番窓口)へ「指定ごみ袋福祉給付券」を持参の上、ごみ袋とお引き換えください。

● 申し込み

● 申し込み先

高齢・福祉総務課(市役所2階5番窓口) ☎752-1111(内線541)

● 申し込み時に必要なもの

介護保険被保険者証や介護保険要介護認定結果通知書など、要介護度が明記されているものの写し

※主治医意見書や認定調査票で必要事項が確認できない場合に、医師が発行したおむつ使用証明書の提出が必要になります。



間違い探しにチャレンジ ～冬編～ 間違いを5つ探そう



給食宅配サービス

高齢者の食生活の向上のため、バランスの取れた食事を宅配するサービスです。

▶ 配食サービス事業所(参考)

NO	事業所名	営業日			配食可能			食事の内容					組合せ			配達状態	その他 (すべて税込価格)		
		平日	土日祝	お盆	年末年始	朝	昼	夕	おかゆ	きざみ	ミキサー	治療食	材料のみ	ご飯とおかず	おかずのみ			常温	冷蔵
1	まる味食品株式会社 鉢塚1-2-12 ☎072-751-1135 FAX072-753-4400	○	土のみ○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	おかず+ごはん540円 ※配食は2食から
2	ニコニコキッチン池田店 綾羽2-2-4 ☎072-734-7256 FAX072-734-7246	○	○	○	年始×	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	サポート食797円 冷凍弁当626円～	
3	いこいの配食サービス 川西市南花屋敷4-4-11 ☎072-740-0345 FAX072-740-0346	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	年始のみ○	いなり1個50円～OK おかずのみ ヘルシー食680円 バランス健康食800円 日替お寿司580円～ 制限治療食810円～	
4	宅配クック1・2・3茨木店 茨木市水尾3-3-33-102 寺川マンション ☎072-638-8883 FAX072-646-8893	○	○	○	年始×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	おかず+ごはん648円 おかずのみ577円	
5	まごころ弁当伊丹店 伊丹市中央1-9-9 ☎072-772-1791 FAX072-786-7222	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	ミニ小町470円 おかず+ごはん590円 おかずのみ490円 ムース食670円	
6	大阪よどがわ市民生活協同組合 茨木市横江2-6-23 ☎0120-580-451 FAX072-632-6168	○	祝のみ○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×	おかず+ごはん648円～ おかずのみ626円～	
7	ライフデリ池田店 豊中市待兼山町21-5-103 ☎06-6845-3211 FAX050-6868-4427	○	○	○	年始×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	おかず+ごはん617円～ おかずのみ567円～ 医療食系取扱多数有 700円～	
8	(株)はーと&はあと ライフサポート 茨木市奈良町14-18 ドミール誠風A棟201 ☎072-645-8101 FAX072-645-8102	○	土祝○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	○	×	○	健康バランス食・ エネルギー塩分 調整食などおかずのみ 702円～(1箱4,914円～) ※7食セットでのお届け やわらか食・ソフト食 おかずのみ615円 ムース食 おかずのみ583円 ※1食から利用可	

※内容については変更の可能性がありますので、ご利用の際には事業所へお問い合わせください。

介護保険外のサービス

救急医療情報キット(キットあんしんふくまるくん)

申し込み・お問い合わせ 高齢・福祉総務課(市役所2階5番窓口) ☎752-1111(内線555)
地域包括支援センター(P4参照)

ひとり暮らしの高齢者等に救急医療情報キット(情報保管容器)を配布することで救急隊員などが緊急時により迅速・的確に対応することが可能となります。

●利用できる方

市内在住で65歳以上のひとり暮らし高齢者及びそれに準ずる方や障がい者の方

●キットの保管場所

冷蔵庫の中(玄関ドアの内側及び冷蔵庫にステッカーを貼ります。)

●キットに保管するもの

- 救急医療情報(用紙にご記入ください)
- ご自身の写真
- 健康保険証・マイナ保険証・それに準ずるもの(資格確認書など)(写し)
- 診察券(写し)
- 薬剤情報提供書(写し)

緊急通報装置の貸与

申し込み・お問い合わせ 高齢・福祉総務課(市役所2階5番窓口) ☎752-1111(内線569)
地域包括支援センター(P4参照)

固定電話回線に設置する緊急通報装置は、ボタンを押すとナースコールセンターに24時間つながり、必要に応じ救急車の手配や健康相談などが可能です。ほかにもオプションとして、委託先の警備会社に鍵を預けることもでき(鍵預かり)、緊急時に駆けつけ、鍵の開閉を行います。また鍵預かりの利用者がお申し込みいただける生活見守りセンサーは、24時間動きを感知しない場合に、ナースコールセンターに通報され、必要に応じ出動員が自宅へ駆けつけます。

●利用できる方

市内在住で65歳以上のひとり暮らし高齢者及びそれに準ずる方(昼間独居など)

●費用

- 緊急通報装置 月額500円(税込)

※生活保護世帯は無料です。

※固定電話がない方向けの機器(月額1,000円(税込))もありますのでご相談ください。

- 鍵預かり 月額550円(税込)

※オートロックマンションにお住まいの方は必須

- 生活見守りセンサー 月額550円(税込)

※鍵預かりの申し込み必須

●必要書類

- 申請書(地域包括支援センターの職員が自宅を訪問した際にご記入いただきます。)
- 同意書
- 状況書(氏名、協力員、緊急連絡先、かかりつけ医など)
- 緊急通報装置合鍵預託兼生活見守りセンサー利用申込書(鍵預かりや生活見守りセンサー申し込みの場合)

●申請手順

①地域包括支援センターが自宅を訪問、必要書類を準備します。

②後日、業者が機器を設置します。

※申請から機器の設置までに1ヶ月程かかります。

高齢者見守り事業(高齢者安否確認)

お問い合わせ 高齢・福祉総務課(市役所2階5番窓口) ☎752-1111(内線541)

市内在住の75歳以上の高齢者の安否確認を実施し、高齢者が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

▶安否確認対象者

75歳以上の方かつ介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険を調査日から過去1年間利用されていない方

▶調査期日

概ね6月頃に対象者の安否確認を実施します。

▶安否確認団体

民生委員児童委員協議会

▶事業の流れ

- ①市が安否確認対象者名簿を作成、安否確認団体に調査訪問を依頼します。
- ②安否確認団体が対象者宅を訪問、調査を行います。
- ③安否確認団体が調査結果を市に報告します。
- ④安否の分からない方を市職員が再度訪問、確認します。
- ⑤必要な場合、市が立入調査を行います。

▶見守りホットラインご協力のお願い

池田市見守りホットライン 高齢・福祉総務課(市役所2階5番窓口) ☎754-6336
(平日 午前9時～5時)

池田市では社会的孤立をしている人たち(75歳未満も含む)に対して、地域のみなさん、事業者のみなさんで見守りをしていただき、ちょっとした気付きを気軽に連絡できる窓口「専用電話(見守りホットライン)」を設置しています。

気になることがあれば、まず一報をお願いします。



こたえ

間違い探しにチャレンジ～冬編～

- 1 シルクハットに変わっている
- 2 右手のポーズが変わっている
- 3 ボタンが増えている
- 4 耳当てが無くなっている
- 5 ゴーグルをつけている



日常生活自立支援事業

申し込み・お問い合わせ 池田市社会福祉協議会 ☎751-0421

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者と池田市社会福祉協議会との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行うものです。

▶ 利用できる方

福祉サービスの利用や日常の金銭・財産管理等が困難な次のような方

- 認知症の方
- 知的障がい者
- 精神障がい者

※いずれも意思確認が可能な方に限ります。

※原則、預貯金が概ね1,000万円以下の方に限ります(1,000万円以上の方も応相談)。

▶ 内容

● 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用手続き等をお手伝いします。

● 金銭管理サービス

日常の預貯金の出し入れ、公共料金、家賃等の支払い代行を行います。

● 通帳、証書類の預かりサービス

通帳・印鑑・年金証書・不動産権利証書等を池田市社会福祉協議会でお預かりし、金融機関の貸金庫で保管します。

▶ 費用

	利用料 (1回あたり)	通帳、証書等の預かりサービス (貸金庫利用料)
生活保護受給者	0円	400円/月
住民税非課税	300円	
住民税課税で収入が250万円未満	900円	
住民税課税で収入が250万円以上	1,800円	

日常生活用具の給付

申し込み 高齢・福祉総務課(市役所2階5番窓口) ☎752-1111(内線323)

ひとり暮らしの方などが安心して暮らせるように日常生活用具を給付します。

▶ 用具の種類と利用できる方

区分	品目	利用できる方
給付	火災警報器	65歳以上のひとり暮らしの方などで、住民税非課税の世帯

成年後見制度

お問い合わせ 高齢・福祉総務課(市役所2階5番窓口) ☎752-1111(内線555)

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力の不十分な方は、財産管理、身上保護についての契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難な場合があります。これらの方を保護し支援するのが成年後見制度です。

身寄りがないなど当事者による申立てが期待できない方に対しては、市長が審判開始の申立てを行う場合があります。

認知症サポーター養成講座

お問い合わせ 地域支援課(市役所2階6番窓口) ☎752-1111(内線380・381)

認知症サポーターとは、認知症の方や家族を温かく見守る応援者です。本市では、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、養成講座を開催しています。

- **内容** 認知症について、認知症の人への接し方、本人の想いや介護する家族の想い、サポーターができることなどの内容で1時間半の講座です。



講座を修了された方には、「サポーターカード」をお渡しします。

- **開催日** 地域・職場・学校などで5人以上集まれば、開催します。
※日時については、要相談です。
- **料金** 無料

オレンジ(認知症)カフェ

お問い合わせ 地域支援課(市役所2階6番窓口) ☎752-1111(内線380・381)

認知症の方やご家族の方が話を聞いたり、話をするを目的に集う会です。

日頃感じていることや、気持ちをゆっくりお話しして下さい。

医療・介護関係の専門職や認知症について勉強したオレンジパートナー(市民ボランティア)がスタッフです。

- **内容** 概ね1時間程度。
- **申し込み** 予約制
※日時や場所については、広報やチラシでご確認ください。
- **料金** 無料

徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

お問い合わせ 地域支援課(市役所2階6番窓口) ☎752-1111(内線380・381)

●事業の概要

在宅の認知症高齢者が徘徊行動等により行方不明となることが予想される場合、高齢者の家族などが事前に本人の情報を市に登録することで、実際に行方不明となった場合に各協力機関(民生委員、地域包括支援センター、市内介護事業所など)へ情報提供し、捜査協力を依頼するものです。

●利用できる方

市内に居住し、在宅で家族等に介護されている概ね65歳以上(若年性認知症の方を含む)の高齢者で行方不明になる心配のある方

●利用者負担 無料

●申込方法

事前登録票、写真(縦8cm×横7cm)2枚を地域支援課へ提出してください。

ホームページからも申込が可能です。

登録決定後、申請者へ登録通知書を郵送します。

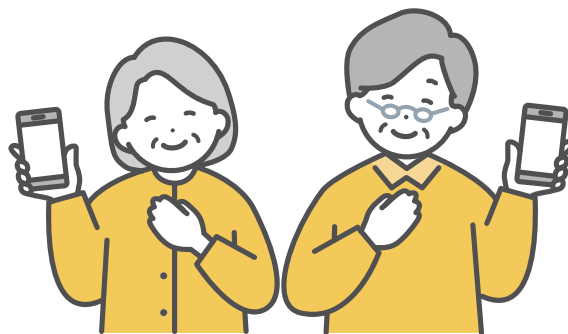
※緊急時は、登録していなくても利用することができます。捜索届けを池田警察署に出した後、地域支援課の窓口で仮登録することができます。

●検索の流れ

- ①行方不明になった場合、まず警察に連絡してください。協力事業者などへの情報提供を希望される場合は、地域支援課にも連絡してください。
- ②地域支援課より協力事業者などへメール及びファックスにて情報提供します。
- ③情報提供を受けた機関は、発見したら警察及び地域支援課へ連絡を行います。
- ④SOSネットワークとは関係なく行方不明者を発見、保護された場合は、申請者から地域支援課へ連絡してください。
- ⑤発見時、地域支援課より協力事業者などへメール及びファックスにて連絡します。

●注意事項

- 地域支援課の利用時間は、平日9時00分から17時00分までです。
- 休日、夜間(閉庁時)は利用できません。翌開庁時間に利用可能となります。



高齢者見守りシール事業

お問い合わせ 地域支援課(市役所2階6番窓口) ☎752-1111(内線380・381)

●事業の概要

在宅の認知症高齢者が徘徊行動等により行方不明となることが予想される場合、高齢者とその家族に対し、衣類や鞆等に容易に貼り付けることができるQRコードが印字されたシールを交付し、事前に本人の衣類や持ち物などにシールを貼ります。高齢者が徘徊等で保護された場合、このQRコードをスマートフォン等で読み込むと、メッセージと市役所の連絡先が表示されます。保護された後、迅速な身元確認が可能となります。

●利用できる方

「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」に登録済の方

●利用者負担 無料

●申込方法

利用申請書に記入し、地域支援課へ提出してください。

ホームページからも申込が可能です。

利用決定の場合、申請者へ利用決定通知書とシールを郵送します。



徘徊高齢者探索システム事業

お問い合わせ 地域支援課(市役所2階6番窓口) ☎752-1111(内線380・381)

●事業の概要

在宅の認知症高齢者への家族支援として、徘徊高齢者に端末装置などを貸与して、認知症高齢者が徘徊した場合、その家族などの通報に基づき、委託業者がGPS位置情報システムを使用することにより、居場所を早期に特定し家族などに知らせるサービスです。

●利用できる方

市内に居住し、在宅で生活しているおおむね65歳以上の方

●機種

	セコム	ミマモルメ	あんしんサポート
月額料金	1,320円(税込)	638円(税込)	1,100円(税込)
機能	移動履歴の確認など機種によって機能が様々です。 パンフレットなどは地域支援課にあります。		
サイズ(mm)	横46×縦84×厚さ16	横38×縦57×厚さ15	横45×縦45×厚さ15
重さ	約67g	約34g	約36g

※初期費用は7,700円(税込)を上限に助成します。

※初期費用については、対象者1人につき1回を限度として市が負担します。それ以外の費用は自己負担です。

●申込方法

申請書と委託業者の登録申込書を記入して、地域支援課へ提出してください。

委託業者より機器がご自宅に届きます。

●サービスが利用できない場合

- 死亡したとき
- 利用対象者に該当しなくなったとき
- ペースメーカーなどの医療機器を利用されている方

家族介護慰労金支給事業

お問い合わせ 介護保険課(市役所2階6番窓口) ☎752-1111(内線307)

要介護4・5で、1年間介護保険サービスを受けていない住民税非課税世帯の高齢者を、自宅で介護する家族に対して家族介護慰労金を支給します。

こころの健康相談

お問い合わせ 大阪府池田保健所 ☎751-2990

精神疾患(認知症・アルコール依存症・うつ病など)の本人及び家族の相談について、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員、保健師が相談に応じます。また、在宅で支援をされている方へのコンサルテーションなども行っています。

- **申し込み** 予約制
- **料金** 無料

高齢者の保健事業

お問い合わせ 保険医療課(市役所2階8番窓口) ☎752-1111(内線442)

池田市では、後期高齢者の健康寿命の延伸をめざし、さまざまな保健事業を行っています。高齢者の健康づくりは、これまでのメタボリックシンドローム予防とは異なり、生活習慣病のさらなる重症化の予防やフレイル予防がポイントになります。下記の事業をお気軽にご利用ください。

個別健康相談

前年度の健診結果等から対象となった方に、保健師・管理栄養士等による健康相談を行います。※対象者には個別に案内をお送りします。

▶慢性疾患重症化予防

● **対象** 糖尿病性腎症や、高血圧・心疾患等の慢性疾患の重症化のおそれのある方
※主治医とも連携します。

▶健康づくり(健康相談)

● **対象** 健診や医療機関を受診していない方

▶栄養改善(健康相談)

● **対象** 健診結果から低栄養状態のおそれのある方

▶口腔改善(健康相談)

● **対象** 健診結果から口腔機能低下のおそれのある方、歯科受診をしていない方



フレイルを予防するために

お問い合わせ 保険医療課(市役所2階8番窓口) ☎752-1111(内線442)

フレイル予防の3つのポイント

年のせいとあきらめていた体や心の衰えは、予防できます。やりたいことや好きなことを続けていくために、フレイル予防の3つのポイントを毎日の生活に取り入れ、今できることから始めてみましょう。

①

栄養

食事の改善

食事は活力の源です。バランスのとれた食事を3食しっかりととりましょう。また、お口の健康(口腔ケア)にも気を配りましょう。



②

身体活動

ウォーキング・ストレッチなど

身体活動は筋肉の発達だけでなく食欲や心の健康にも影響します。今より10分多く体を動かしましょう。



③

社会参加

趣味・ボランティア・就労など

趣味やボランティアなどで外出することはフレイル予防に有効です。自分に合った活動を見つけましょう。



フレイル予防は日々の習慣と結びついています。
栄養、身体活動、社会参加を見直すことで活力に満ちた日々を送りましょう。

出典:厚生労働省「令和元年度食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299_00002.html)を加工して作成

フレイル予防

▶ 通いの場(ふれあいサロン等)

市内の共同利用施設で開催される「ふれあいサロン等」に市の保健師・管理栄養士等が出向き、ミニ講話や健康相談等を行います。

▶ おきがる健康相談(随時)

市の保健師や管理栄養士が電話での健康相談を実施しています。

● 平日9時～12時、13時～16時

▶ おきがる健康教室

気軽に参加できる健康教室です。保健師・栄養士等の健康に関するミニ講話、健康運動指導士による体操、健康相談等を行います。

開催日程や開催場所は市の広報誌などでお知らせします。

※フレイル…加齢により心身が衰え、活力が低下した、健康と要介護の中間の様な状態

悪徳商法や製品事故にあったら…

いざというときの消費者相談窓口

悪質商法などの被害にあった、ある製品を使ってけがをしてしまったなど、消費者トラブルで困ったときは、最寄りの消費生活センターまでご相談ください。消費生活センターは、全国約800か所に設置され、すべての市区町村に消費生活相談窓口が設置されています。



日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内

い や や!
 **188** 消費者ホットライン
(全国统一番号)

 消費生活センター

土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話につながります。

※国民生活センターの相談受付時間は、土曜・日曜・祝日ともに10:00～16:00です。

※国民生活センターでは、相談の内容を正確に把握するため、通話を録音しています。



お昼の消費生活相談

 **03-3446-0999**

 国民生活センター

国民生活センターでは、各地の消費生活センターの相談窓口が昼休み中の時間を中心に、消費者の方からの消費生活相談を受け付けています。

相談受付時間

平日 11:00～13:00
(年末年始を除く)



出典元:国民生活センター